

小牧市議会議案第74号

小牧市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

小牧市議会の議決すべき事件を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年6月29日提出

小牧市議会議員	安	江	美代子
同	上	西尾	貞臣
同	上	野々川	嘉則
同	上	河内	伸一
同	上	小島	倫明
同	上	橋本	哲也
同	上	玉井	宰

小牧市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。

(1) 市民憲章の制定、変更又は廃止

(2) 都市宣言(市の重要な課題等について、市の意思及び方針を宣明し、市政の方向付けをするものをいう。以下同じ。)の制定、変更又は廃止

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行の日以後に制定、変更又は廃止をする市民憲章又は都市宣言について適用する。

(小牧市都市宣言の議決に関する条例の廃止)

3 小牧市都市宣言の議決に関する条例(平成26年小牧市条例第32号)は、廃止する。

提出理由

この案を提出するのは、議会の議決すべき事件を定めるため必要があるからである。

参考資料

小牧市議会の議決すべき事件を定める条例案のあらまし

- 1 この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、議会の議決すべき事件について定めるものとする。(第1条関係)
- 2 議会の議決を経なければならない事件は、次のとおりとする。(第2条関係)
 - (1) 市民憲章の制定、変更又は廃止
 - (2) 都市宣言の制定、変更又は廃止
- 3 小牧市都市宣言の議決に関する条例を廃止する。(附則第3項関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行する。

小牧市議会議案第75号

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書を地方自治法第99条の規定により次のとおり提出する。

平成28年6月29日提出

小牧市議会議員	安	江	美代子
同	上	西尾	貞臣
同	上	野々川	嘉則
同	上	河内	伸一
同	上	小島	倫明
同	上	橋本	哲也
同	上	玉井	宰

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることはとても重要である。

しかしながら、欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化割合は著しく低く、近年異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救援救助等への影響や、痛ましい通学児童の交通事故、急激なインバウンド効果による海外観光客の増加などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

よって、国においては、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律を早期に成立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

小牧市議会

議長 澤 田 勝 巳

関係行政機関宛

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣)

小牧市議会議案第76号

食品ロスの削減に向けての取組を進める意見書の提出について

食品ロスの削減に向けての取組を進める意見書を地方自治法第99条の規定により次のとおり提出する。

平成28年6月29日提出

小牧市議会議員	安	江	美代子
同	上	西尾	貞臣
同	上	野々川	嘉則
同	上	河内	伸一
同	上	小島	倫明
同	上	橋本	哲也
同	上	玉井	宰

食品ロスの削減に向けての取組を進める意見書

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では、約 8 億人が栄養不足状態になっている一方、大量の食料が捨てられている。中でも、まだ食べられるにもかかわらず、食べ残しなどで廃棄される食品ロスが問題になっている。日本は、食料の約 6 割を輸入に頼る中で年間 2,801 万トンもの食品廃棄物が発生している。食品ロスは、このうち 642 万トンで約 4 割を占めている。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生しており、食品ロスの削減には、事業者による取組とともに、国民の食品ロスに対する意識啓発が問われてくる。

また、食品ロスの削減は、国連の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際的な重要課題でもある。本年 4 月、新潟県で開催された G7 農業大臣会合の宣言においても「食料の損失及び廃棄が経済、環境、社会において非常に重要な世界的問題であること」が明記された。

よって、政府においては、国、地方公共団体、国民及び事業者が一体となって食品ロスの削減に向けての取組を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 食品ロスの削減に向けた国民運動の抜本的強化を図り、国・地方において削減目標や基本計画等を策定するとともに、推進本部の設置や担当大臣の明確化により国の司令塔機能を強化する。また、食品ロスの削減に貢献した事業者等への表彰を推進する。さらに「食品ロス削減推進法」（仮称）の制定を目指すこと。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、3分の1ルールなど商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロスの削減に向けて、食べきれぬ分量のメニューの充実や「30・10運動」を始め、残さず食べる運動など好事例を全国に展開すること。また、外食の持ち帰りを推進するために、飲食店等や消

費者に対し安全に食べるための注意事項などの適切な情報提供を行うこと。

- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など家庭でできる取組の普及啓発を強化し、「もったいない精神」を呼び起こしていけるよう、食育・環境教育など好事例を全国に展開するとともに、事業の促進を図るため、必要な財源の措置を行うこと。
- 5 フードバンクや子ども食堂などの取組を全国に拡大し、未利用食品を必要とする人や施設等に届ける仕組みを確立すること。
- 6 災害時にフードバンク等の活用を進めるため、災害時応援協定の締結や被災地とのマッチング等を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

小牧市議会

議長 澤田 勝 巳

関係行政機関宛

(内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))